

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

学校法人桜美林学園において、仕事と子育てを両立し、すべての教職員が能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、以下のとおり行動計画を策定いたしました。

1. 計画期間 2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間

2. 内容

**目標1** 性別、設置校、職種を問わず、出産・育児にかかわる休業を取得しやすい環境整備に努め、男性女性共に育児休業の取得率100%を目指す。

<取組内容>2026年4月～

育児休業や配偶者出産休暇など、出産や育児にかかわる休業等に関する制度について、学内掲示やセミナーなどで積極的に広報する。

育児休業中の業務体制管理や復職後のフォローアップ等に関する管理職向け研修を実施する。

**目標2** メンター制度の導入と利用推進

<取組内容>2026年4月～

育児を行う事務職員(男女とも)へのメンター制度の導入を推進し、キャリア形成支援をサポートする。

**目標3** 女性職員の積極的な登用

(事務職員の役職者(係長以上)に占める女性の割合を30%とする)

<取組内容>2026年4月～

研修などにより、管理職に対し性別にかかわらず人材育成や支援を求めるほか、メンター制度や研修により、女性自身の意欲を支援する。

**目標4** 事務職員(男女とも)の平均所定外労働時間の削減

(月間の平均所定外労働時間(法定外)を10時間以下とする)

<取組内容>2026年4月～

業務の見直しと効率化、IT利用の促進、適正な人員配置を図る。

※上記の目標1～4は女性活躍推進法に基づく行動計画、目標1、2、4は次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画です。

以上